

## 平成 28 年度の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成 29 年 6 月 30 日

ソニー生命保険株式会社

平成 28 年度(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

### ◆保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

平成 28 年度(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)

(単位:件)

	保険金					給付金						合計	
	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計		
お支払い非該当	詐欺取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	告知義務違反解除	11	0	1	11	23	2	197	128	0	15	342	365
	重大事由解除	0	0	0	2	2	0	4	2	0	1	7	9
	免責事由該当	109	3	0	0	112	35	30	11	0	0	76	188
	支払事由非該当	2	0	89	12	103	0	122	11,476	17	24	11,639	11,742
	その他 ※	0	0	0	0	0	0	9	10	0	23	42	42
お支払い非該当件数合計	122	3	90	25	240	37	362	11,627	17	63	12,106	12,346	
お支払い件数合計	5,501	32	281	2,795	8,609	2,775	135,278	88,326	48	12,965	239,392	248,001	

※がん給付責任開始期前のがん診断による無効、時効による非該当の分類区分

\*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

### 【用語の説明】

詐欺取消	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を取消とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

### ◆四半期ごとの時系列推移表

	平成 27 年度				平成 28 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
お支払い件数合計	59,249 件	60,380 件	62,614 件	62,233 件	60,995 件	62,166 件	62,038 件	62,802 件
お支払い非該当件数合計	2,968 件	3,080 件	3,283 件	3,052 件	3,021 件	3,089 件	3,095 件	3,141 件

◆お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成 28 年度)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、左母指MP関節側副靭帯断裂により靭帯断裂縫合術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「筋・腱・靭帯観血手術」における除外規定「手指・足指を除く。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、子宮頸管ポリープ切除術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる「その他の子宮手術」における除外規定「子宮頸管ポリープ切除術を除く」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	特定疾病保険金	<p>被保険者は、責任開始期以後に初めて大腸癌の診断確定をされたとして、特定疾病保険金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、その大腸癌は「上皮内がん」であり、特定疾病保険金において「上皮内がん」は支払対象外のため、特定疾病保険金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>※特定疾病保険金について 「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、特定疾病保険金の支払対象とはなりません。支払対象にならない例として、子宮頸部の高度異形成、食道上皮内がん、乳房または膀胱の非浸潤がん、大腸の粘膜内がんおよび胃がんががんの浸潤が粘膜上皮にとどまるものがあります。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、聴神経鞘腫により放射線治療を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、照射した総線量が12グレイであったため、手術給付金の対象となる手術の「新生物根治放射線照射」における制限規定「50 グレイ以上の照射」に該当しないため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、慢性根尖性歯周炎を原因とする歯の欠損により抜歯術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術」における除外規定「歯・歯肉の処置に伴うものを除く。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>

告知義務違反解除	疾病入院初期給付金 手術給付金	<p>被保険者は大腸ポリープにより入院し手術を受けられたとして、疾病入院初期給付金、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の受診での指摘が伺われたため、事実の確認を行ったところ、契約日以前の健診で便潜血陽性の異常指摘を受けていたことが判明いたしました。</p> <p>健診での異常指摘は、契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます。疾病入院初期給付金、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	高度障害年金	<p>被保険者は、網膜色素変性症により矯正視力が 0.01 に低下し、回復の見込みがないとして、高度障害年金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書の初診日が契約日以前であったため事実の確認を行ったところ、ご契約以前に網膜色素変性症の診断をされていたことが判明いたしました。</p> <p>このため、高度障害年金の支払事由である「責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として保険期間中に高度障害状態になったとき」に該当しないことから、高度障害年金はお支払いいたしませんでした。</p>
免責事由に該当	災害入院初期給付金 災害入院給付金 手術給付金 入院時手術給付金	<p>被保険者は、大型自動二輪車を運転中に自動車と衝突し受傷されたことにより、入院し手術を受けられたとして、災害入院初期給付金、災害入院給付金、手術給付金入院時手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求時にご提出いただいた書類では大型自動二輪車の運転資格はないとの申告であったため、事実の確認を行ったところ、無資格運転であったことが判明いたしました。</p> <p>このため、災害入院初期給付金、災害入院給付金、手術給付金の免責事由である「被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故」に該当することから、前記 4 種類の給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
無効(その他)	がん診断給付金 がん入院給付金 退院後療養給付金 がん手術給付金 がん診断給付金	<p>被保険者は、右乳癌により入院し手術を受けられたとして、がん診断給付金、がん入院給付金、退院後療養給付金、がん手術給付金、がん診断給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、事実の確認を行ったところ、がん給付の責任開始期の前日までに乳癌と診断確定されていたことが判明したため、がん保険は無効(※)とし、前記 5 種類の給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>※被保険者が告知以前または告知の時からがん給付の責任開始期の前日までに、がんと診断確定されていた場合には、保険契約は無効となります。</p>

告知義務違反解除	<p>疾病入院初期給付金          疾病入院給付金          手術給付金</p>	<p>被保険者は、糖尿病性腎症により入院し手術を受けられたとして、疾病入院初期給付金、疾病入院給付金、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の受診が窺われたため、事実の確認を行ったところ、契約日以前に慢性腎不全で入院、また、2型糖尿病等で通院をされていたことが判明いたしました。</p> <p>判明した入院および通院は、契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、疾病入院初期給付金、疾病入院給付金、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	<p>手術給付金</p>	<p>被保険者は、右肩関節脱臼骨折により肩関節脱臼整復術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、受けられた手術は非観血的手術(※1)であり、手術給付金の対象となる四肢骨・四肢関節観血手術(※2)ではないことから、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>※1 非観血的手術とはメス等を使わずに皮膚の外から骨折した骨を元にもどす手術をいいます。</p> <p>※2 観血手術とは皮膚や筋肉をメス等で切開し、骨折した骨などの病変部等を露出したうえで医師の直視下で行う手術をいいます。</p>
支払事由に非該当	<p>障害給付金</p>	<p>被保険者は、カミソリで指を切った事故による右手指神経断裂のため、右示指の運動範囲に障害が残ったとして、障害給付金のご請求をされました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された右示指の運動範囲は、生理的に運動することができる範囲(角度)の1/2以上と計測されており、障害給付金の支払事由である「1手の第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの(※)」にあたらなため、ご請求いただいた障害給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>※「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下で回復の見込みのない場合をいいます。</p>

以上